

第70回大阪市港湾審議会議事録

令和4年1月13日

大阪港湾局

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審議会次第	1
4	出席委員	2
5	審議経過	3

附属資料

1	諮問書	16
2	答申書	17

1 開催日時

令和4年1月13日（木）

開会 14時00分

閉会 14時35分

2 開催場所

大阪市北区中之島 1－3－20

大阪市役所地下1階 第11共通会議室

3 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 港湾管理者代表者挨拶

(4) 議事

大阪市港湾審議会運営要綱の改正について

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について

(5) 閉会の辞

4 出席委員

竹林 幹雄	神戸大学大学院教授
毛海 千佳子	近畿大学准教授
藤本 英子	京都市立芸術大学大学院教授
瀬田 広明	東海大学教授
松尾 俊彦	大阪商業大学教授
松島 格也	京都大学准教授
清水 苗穂子	阪南大学教授
清水 陽子	関西学院大学教授
黒坂 則子	同志社大学教授
清水 悦郎	東京海洋大学教授
松崎 孔	大阪市会建設港湾委員長
伊藤 亜実	大阪市会建設港湾副委員長
岸本 栄	大阪市会建設港湾副委員長
宮城 勉	大阪商工会議所専務理事
柴山 恒晴	大阪倉庫協会会長
森下 貴史	大阪船主会副会長
溝江 輝美	大阪港運協会会長
小嶋 敏弘	大阪港湾労働組合協議会議長
佐藤 宗昭	全日本海員組合大阪支部支部長
北村 英一郎	大阪府漁業協同組合連合会理事
望月 誠	大阪湾水先区水先人会会長
代 宮本 浩司	財務省大阪税関総務部次長
代 石田 博	国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課長
代 田畑 浩一	国土交通省近畿運輸局海事振興部長
代 竹ノ内 哲郎	大阪海上保安監部航行安全課長
代 矢野 定男	大阪府都市整備部河川室河川整備課長補佐

5 審議経過

開 会 14時00分

○川下総務課長 それでは、皆様、大変お待たせをいたしました。

本日は御多忙の中、第70回大阪市港湾審議会に御出席賜り、誠にありがとうございます。また、本市港湾行政に対しまして御高配を賜り、厚く御礼申しあげます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます大阪港湾局総務課長、川下でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

現在、委員総数28名中、26名の御出席で、大阪市港湾審議会条例第5条に定めます定足数に達しておりますので、ただいまから第70回大阪市港湾審議会を開催いたします。

開催に当たり、皆様にお願ひががございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いしております。

また、携帯電話は、電源をお切りになるかマナーモードに設定をしていただき、審議の妨げにならないよう御協力を願ひいたします。

なお、オンラインにて御出席いただいている皆様におかれましては、ビデオカメラはオン、発言時以外はマイクをオフとしていただくようお願いいたします。発言の際には、挙手機能を御利用くださいますようお願いいたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開とさせていただきます。また、本日の審議会の議事内容につきましては、後日、本市ホームページで公開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、審議の開始までは、報道関係者のカメラ取材を認めましたことをあらかじめ御了承ください。

審議に入ります前に、委員の方々を御紹介させていただきます。

神戸大学大学院教授、竹林委員でございます。

○竹林委員 どうぞよろしくお願ひします。

○川下総務課長 近畿大学准教授、毛海委員でございます。

○毛海委員 毛海です。お願ひします。

○川下総務課長 京都市立芸術大学大学院教授、藤本委員でございます。

○藤本委員 藤本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 川下総務課長 東海大学教授、瀬田委員でございます。
- 瀬田委員 瀬田でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪商業大学教授、松尾委員でございます。
- 松尾委員 松尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 京都大学准教授、松島委員でございます。
- 松島委員 松島でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 阪南大学教授、清水苗穂子委員でございます。
- 清水（苗）委員 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 関西学院大学教授、清水陽子委員でございます。
- 清水（陽）委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 同志社大学教授、黒坂委員でございます。
- 黒坂委員 黒坂と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 東京海洋大学教授、清水悦郎委員でございます。
- 清水（悦）委員 清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪市会建設港湾委員長、松崎委員でございます。
- 松崎委員 松崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、伊藤委員でございます。
- 伊藤委員 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪市会建設港湾副委員長、岸本委員でございます。
- 岸本委員 岸本でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪商工会議所専務理事、宮城委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 大阪倉庫協会会長、柴山委員でございます。
- 柴山委員 柴山です。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪船主会副会長、森下委員でございます。
- 森下委員 森下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪港運協会会長、溝江委員にオンラインにて御出席いただいております。
- 溝江委員 溝江でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 大阪港湾労働組合協議会議長、小嶋委員でございます。

- 小嶋委員 小嶋です。よろしくお願いします。
- 川下総務課長 全日本海員組合大阪支部支部長、佐藤委員でございます。
- 佐藤委員 佐藤でございます。本日はよろしくお願いします。
- 川下総務課長 大阪府漁業協同組合連合会理事、北村委員でございます。
- 北村委員 北村です。よろしくお願いします。
- 川下総務課長 大阪湾水先区水先人会会長、望月委員でございます。
- 望月委員 望月でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 財務省大阪税関長、小林委員の代理といたしまして、大阪税関総務部次長、宮本様に御出席いただいております。
- 宮本総務部次長 宮本です。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 国土交通省近畿地方整備局長、東川委員の代理といたしまして、近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課長、石田様にオンラインにて御出席いただいております。
- 石田港湾計画課長 石田でございます。よろしくお願いいたします。
- 川下総務課長 国土交通省近畿運輸局長、金井委員の代理といたしまして、近畿運輸局海事振興部長、田畑様に御出席いただいております。
- 田畑海事振興部長 田畑でございます。どうぞよろしくお願いします。
- 川下総務課長 大阪海上保安監部長、花井委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部航行安全課長、竹ノ内様に御出席いただいております。
- 竹ノ内航行安全課長 よろしくお願いします。
- 川下総務課長 大阪府都市整備部長、谷口委員の代理といたしまして、都市整備部河川室河川整備課課長補佐、矢野様にオンラインにて御出席いただいております。

なお、紅谷委員、川本委員につきましては、残念ながら本日は御欠席でございます。

委員の皆様の御紹介は以上でございます。

次に、第70回大阪市港湾審議会の開催に当たりまして、大阪港湾局長の田中より御挨拶申し上げます。

- 田中港湾局長 大阪港湾局、田中でございます。

年始のお忙しい中に御参加いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題といたしましては、大阪市港湾審議会運営要綱の改正並びに環境整備負担金負担対象工事の指定についてでございます。また、昨年9月の委員改選後の初めての港湾審議会でございますので、会長職の選任なども予定をしております。

少し大阪港の状況をお話しさせていただきますが、外資に関わる国際物流コンテナについてお話をいたします。ちょうど5年前に200万TEUを超える205万TEUになりまして、4年前の2018年に210万TEU、2019年に213万TEUと、順調に伸びてきたわけですが、このコロナの状況があって、2年前の2020年は206万TEUに落ちました。ただ、輸入港でございますので、ほかの港と比べると比較的落ちかたが少なかったという状況でございます。昨年は少しコロナも落ち着いた様子もみられる状況で、本当に関係者の方には頑張ってくださいました。昨年11月までの統計でございますが、プラスの3.2%で194万TEUとなり、12月を入れると、また210万TEUに戻るであろうと推測をしております。我々としても、何とかこの状況の中で喜んでいるところでございます。

一方、私どもで非常に重要視しておりますフェリーのほうですが、大阪港全体で8,000万トンぐらいなのですが、そのうちの6割が内貿でございます。また、そのうちの6割、内貿、外貿合わせた全体でみれば約4割弱がフェリーとなっておりますように非常に重要な航路でございますが、そのフェリーは、一昨年は、全体でいうと、やはりヒトは5割減ぐらい、モノはやはり1割減ぐらいでございます。コロナの中でもやはりモノの移動は結構あったのでございますが、これが、昨年は、7月までの統計でございますが、前年同期比6.1%増で、コロナの状況の中でも少し物の動きはあったと思っているところでございます。ただ、一方で、人はなかなか戻っていない状況で、10.4%の減でございます。一昨年と比べると、一昨年は5割減ですので、10%減ぐらいで何とかとどまっている状況でございます。

こういった中で、私どもは、国際コンテナでございますとか、あるいは、フェリーに対しても、港湾管理者として様々な手立てを打ってございます。こうした関係者の方々と連携しながら、物流なり港のにぎわいというのをやっているところでございます。

また、残すところ、3年3か月になりましたが、2025年に大阪国際万博がございませう。これに向けまして、夢洲が当該地となりますが、私どもの土地の上で開催されるわけでございます。半年間で2,800万人の方が来られるという状況でございますし、関連して、その同じ土地の上で、2029年の後半にはIRがあるという形で、これも年間2,050万人の来訪を予定しておりますので、そういったにぎわいが港湾で行われるということは、我々物流に携わる者にとっても、ある意味、事業が動けば人なり物が動くと考えていますので、これを契機にいろんなことを政策として取り組んでまいりたいと考えてい

るところでございます。

そういった意味では、国家事業としての万博なりというのがある中で、非常に注目されている大阪港について、いろいろと忌憚のない御意見をいただけたらと思っているところでございます。以上を挨拶とさせていただきます。何卒よろしくお願いいたします。

○川下総務課長　それでは、ここでお手元にお配りをしております資料の確認をお願いいたします。まず、次第でございます。次に、大阪市港湾審議会委員名簿でございます。それから、本日の座席表でございます。次に、右肩に資料1と書いております「大阪市港湾審議会運営要綱（案）」でございます。資料2といたしまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）」でございます。資料3といたしまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）～説明資料～」でございます。また、参考資料といたしまして「港湾環境整備負担金制度について」、「大阪市港湾審議会条例」、「PORTS of OSAKA」のパンフレット、「大阪港案内」の地図、「大阪港湾局パンフレット」でございます。

お手元の資料で不足はございませんでしょうか。不足がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、審議に入ります前に、大阪市港湾審議会条例第4条第1項の規定により、本審議会の会長の選出を委員の互選により行いたいと存じます。いかが取り計らいいたしますでしょうか。

○藤本委員　藤本です。

当審議会の会長には、神戸大学の大学院教授でいらっしゃいます竹林先生が適任ではないかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

○川下総務課長　よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○川下総務課長　ありがとうございます。

御異議なしということでございますので、神戸大学大学院教授の竹林委員に会長に御就任いただくこととさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては、竹林会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○竹林会長　どうも、改めまして、神戸大の竹林です。これから私が会長ということで、進行等を務めさせていただきます。

ちなみに、皆さんも気になっていると思いますが、デルタが終わったらオミクロンという、何かすごく番数が飛んだものまで出てきており、大阪も大変な状況ですが、だからこそ、できるだけ大阪港を盛り上げていくような形で進めていければと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、まずは、大阪市港湾審議会条例第4条第3項の規定に従いまして、会長職務代行者の指名を行いたいと思います。会長職務代行者には大阪商業大学教授の松尾委員を指名させていただきたいと思います。

次に、大阪市港湾審議会条例第6条第2項及び第3項に従いまして、専門部会の委員及び部会長の指名を行いたいと思います。

大阪市港湾審議会運営要綱第9条第2項のとおり、港湾計画の軽易な変更や港湾環境整備負担金負担対象工事の指定につきましては、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、とされております。

専門部会の部会長といたしましては、大阪船主会副会長の森下委員、専門部会の委員といたしましては、大阪倉庫協会会長の柴山委員、大阪港運協会会長の溝江委員、大阪税関長の小林委員、近畿地方整備局長の東川委員、近畿運輸局長の金井委員、大阪海上保安監部長の花井委員、大阪府都市整備部長の谷口委員を指名いたします。よろしいでしょうか。

続きまして、議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定によりまして、本日の議事録署名者の指名を行いたいと思います。本日の議事録署名につきましては、東川委員代理出席の石田様と佐藤委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の審議案件は2件ございます。1件目は、大阪市港湾審議会運営要綱の改正についてです。2件目は、港湾法第43条の5及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、令和3年12月10日付けで港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてです。

まず、審議に当たりまして、大阪市港湾審議会運営要綱の改正につきまして、港湾管理者より説明をお願いしたいと思います。

○矢野計画課長　大阪港湾局計画課長の矢野でございます。

それでは、資料1により説明させていただきます。すみませんが、着席にて説明させていただきます。

運営要綱につきましては、昨年1月には、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえまして、資料1の2ページ目にごございます第11条を追加しまして、ウェブによる会議の開催を可能にしたところですが、今回は、大阪港湾局を設置したことから、府営港湾の審議会の運営要綱も参考にしまして、第12条として、書面による会議の開催を追加しました。緊急に審議会を開催する必要がある場合ですとか、災害等のやむを得ない理由がある場合でも、審議会、幹事会の柔軟な対応を可能にしていきたいと考えているものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○竹林会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、港湾環境整備負担金負担対象工事の指定につきまして、また港湾管理者より説明をお願いしたいと思います。

○川前工務課長　　大阪港湾局工務課長の川前でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、案件の港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）について御説明させていただきます。着席にて説明させていただきます。

諮問内容としましては、資料2にごございます港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）でございますが、その次の資料3の説明資料に沿って説明させていただきますと思います。

まず、1ページを御覧ください。

港湾環境整備負担金制度とはと書いてございますが、こちらにつきましては、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場または事業場で、敷地面積が1万平方メートル以上を有する事業者にご負担いただくというもので、昭和48年の港湾法改正により創設された制度でございます。

大阪市では、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得て、昭和55年4月より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行しているところでございます。

(1)の負担対象工事でございますが、陸域の緑地・海浜等の建設改良工事及び維持工事、また、水域の公害汚泥浚渫等の工事、漂流物・沈廃船等の除去清掃工事を対象としておるものでございます。

(2)の負担対象事業者でございますが、負担対象工事の完了の日、今年度の対象となっておりますのは昨年度の工事でございますので、昨年度末（令和3年3月31日）時点

で、臨港地区及び港湾区域内におきまして、工場、事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上である事業者を対象としております。

2ページを御覧ください。

(3)の負担割合でございます。原則2分の1としておりますが、整備する内容等に応じて、対象事業者に過大な負担とならないように、2分の1から3分の1の範囲で定めておるところでございます。

(4)の各事業者の負担額につきましては、それぞれの事業者が利用している敷地面積割合に応じて徴収するものとしております。

引き続きまして、(5)の負担金の算定でございます。こちらは、負担対象工事に要した費用に対しまして、(3)で申しあげました負担割合を掛けまして、さらに、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地割合の面積を掛けたものが負担金の額となっております。下のほうに括弧をして負担金の算定式と書かれておるものが、その算定の仕方でございます。

次のページ、資料の3ページを御覧ください。

負担金の徴収でございますが、こちらには、環境整備負担金の徴収までの手続きを簡単に御紹介させていただいております。下半分の囲みの中を御覧ください。負担対象工事となる前年度の工事が完了した後に、工事費の確定ですとか、対象事業者の敷地面積の確認等を行いまして、黒枠で示しております港湾審議会にお手元の案を提示させていただき、御意見を聴取することとなっております。港湾審議会でご審議、答申をいただきました後、条例によりまして、負担対象工事の指定の告示をさせていただきます。負担対象事業者の方々に負担金の額の確定通知を行います。対象事業者の方々におかれましては、指定された期日までに負担金を納付していただくという流れになってございます。

次の4ページ目につきましては、本議事の諮問内容でございます港湾環境整備負担金負担対象工事の指定についてでございます。

港湾審議会の諮問としましては、昨年度に本市が実施しました負担対象工事の指定に当たり、条例第9条第2号の規定により、あらかじめ港湾審議会の御意見を伺うというものでございます。

その諮問内容でございますが、条例第2条第2項に規定されている負担対象工事の指定において告示をする項目でございます。この8項目でございます。具体的には、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した日、工事に要した費用、負担

区域、負担割合、負担区域内の事業場等敷地面積の合計の計8項目でございます。

これらについてまとめたものを次の5ページ目に示してございます。

今申しあげた8項目が、この表の1行目に示しておるものでございまして、それぞれの内容をその下に記述しているものでございます。

まず、一番左端の項目、工事の種類を見ていただきますと、種類は4種類ございまして、その中の一番上の港湾環境整備施設の建設または改良工事、すなわち、工事の名称としましては、臨港緑地の建設工事でございますが、こちらにつきましては、今回ございませんので、その下の3つの種類のものが今回の対象になるところでございます。

その1つ目でございます港湾環境整備施設の維持の工事につきましては、具体的には、臨港緑地の維持工事でございます。臨港緑地につきましては、いわゆる在来臨海部にございます比較的小規模な緑地でございます此花区、港区、大正区、住之江区の臨港緑地17か所と、それ以外の市外からの利用も含めた比較的大規模な緑地でございます此花区の舞洲・常吉西、また、住之江区のコスモスクエア海浜緑地等がございます。これらの2つに分けて、それぞれの負担割合を設定してございます。

上段の在来臨海部の緑地につきましては、工事に要した費用は約9,900万円で、負担割合としましては2分の1としております。コスモスクエア海浜緑地等の大規模な緑地で、かつ、市外からの利用者が多い緑地につきましては、その下段に示してございまして、工事費につきましては約2億4,000万円、負担割合については16分の1としております。こちらは、備考にございますように、市外の利用者が多い緑地につきましては、在来臨海部に立地する事業者に対する負担割合を低減しているところでございます。

これらの緑地の維持工事についての負担区域としましては、大阪港臨港地区でございまして、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,569万1,000平方メートルでございます。

続きまして、港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質排除その他の処理のための工事としまして、大阪港では、公害汚泥排除工事を実施しております。実施場所につきましては、港湾区域内でございまして、工事に要した費用は約1億3,800万円でございます。負担割合は32分の1としてございまして、これは、汚染の直接の原因者が特定できていないということもございまして、臨海部に立地する事業者には、最低限の負担割合ということで、32分の1と設定させていただいております。

続きまして、漂流物の除去、その他の清掃のための工事でございますが、具体的には、

港内清掃を昨年度にしております、それに対しては、通常どおり負担割合は2分の1としておるところでございます。また、これらの水域の工事につきまして、負担区域は、大阪港港湾区域及び大阪港臨港地区としております、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,725万平方メートルでございます。これらの工事に要した費用の合計は、一番下の段に示してございますように、約4億9,600万円でございます。

次の6ページ以降は昨年度に実施した工事の内容について、場所と併せて示しておるところでございます。

まず、臨港緑地の維持工事につきましては、先ほど申しあげました2つの区分の緑地がございまして、(1)に示します在来臨海部の緑地につきましては約9,900万円、(2)に示します大規模な埋立地の緑地につきましては約2億4,000万円となっております。この中で、工事内容としましては、緑地施設の補修、修繕、清掃、除草、剪定などがございます。

次の7ページでございますが、こちらのほうは、公害汚泥排除工事ということで、大阪港湾区域内の三十間堀川や福町堀の公害汚泥を除去しております、約1億3,800万円となっております。また、港内清掃といたしまして、港湾区域内の全般で、1,900万円ほどで工事をしているところでございます。

これらの工事の場所が分かるように示したものが、最後の8ページでございます。

緑地は、先ほど申しあげておりますように、2つの区分がございまして、黒くハッチングをつけているところというのが、負担割合が16分の1の工事というところでございます。

環境整備負担金の説明としましては以上でございます。

○竹林会長　　どうもありがとうございました。

質疑に入ります前に、本日の審議案件につきまして、昨年12月22日に開催いたしました本審議会幹事会の結果について、大阪港湾局の丸山計画整備部長から報告をお願いしたいと思います。

○丸山計画整備部長　　計画整備部長、丸山でございます。幹事会の結果につきまして御報告申し上げます。

昨年12月22日に、大阪港湾局の会議室におきまして、大阪市港湾審議会の幹事会を開催いたしました。本日の審議会で御審議いただいております大阪市港湾審議会運営要綱の改正及び港湾環境整備負担金負担対象工事の指定の案につきましては、特段の異議なし

という結論を得ております。

以上でございます。

○竹林会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの議案につきまして、2件でございます。御意見あるいは御質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

1件目は書面での開催をするために必要な改正となります。2件目が、長く委員に就いておられる方はお分かりだと思いますが、これは毎年出る環境整備負担金に関する事案ですが、いかがでしょうか。

○清水（陽）委員　　教えていただいてもいいでしょうか。

○竹林会長　　どうぞ。清水委員、お願いします。

○清水（陽）委員　　関西学院、清水と申します。

今期より委員にならせていただきました。よろしくお願いたします。2つ目の議案の負担金制度につきまして、敷地面積が1万平方メートル以上の事業者が対象ということですが、例えばこれは、合計でという考え方で、8,000平方メートル程度のものを2か所持っているような事業者さんが対象になるということかということか1点。もう1点は、今回のこの1万平方メートル以上の事業者が対象ということですが、事業者数というのは何社ぐらいになるのか教えていただけないでしょうか。

○竹林会長　　事務局、お願いたします。

○川前工務課長　　1つ目の御質問については、合計で1万平方メートル以上であれば負担の対象になりますので、そのとおりでございます。

次に、事業者様の数でございますが、今年度の対象としております事業者様の数としましては144社。増減はあるのですが、例年140社前後ぐらいで推移しているところでございます。

以上です。

○竹林会長　　よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。特にございませんか。ウェブで御参加の方もよろしいですか。

特に御意見とか御質問がございませんので、決議に移りたいと思います。

まず、港湾管理者からの提案がありました大阪市港湾審議会運営要綱の改正について、承認という形で御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹林会長　　どうもありがとうございました。

御異議なしということですので、承認ということで進めたいと思います。

次に、2番目の案件です。港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について、原案のとおり適当であると答申を行うということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹林会長　　御異議なしということですので、原案のとおり適当であると答申を行うこととしたいと思います。どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事につきましては終了ということですので。進行を事務局にお返ししたいと思います。

○川下総務課長　　皆様、ありがとうございました。

それでは、これもちまして第70回大阪市港湾審議会を終了とさせていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございました。

閉 会　　14時35分

大阪市港湾審議会 会長 竹 林 幹 雄 印

大阪市港湾審議会 委員 佐 藤 宗 昭 印

大阪市港湾審議会 委員 代 石 田 博 印

付属資料

1 諮問書

大大阪港第1341号

令和3年12月10日

大阪市港湾審議会 御中

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、港湾法第43条の5第2項及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条第2号の規定により別紙議案について諮問します。

※ 別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）は省略

2 答申書

大港湾審第1号

令和4年1月13日

大阪港港湾管理者 大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎 様

大阪市港湾審議会

会長 竹林 幹雄

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(答申)

令和3年12月10日付け大大阪港第1341号により諮問のあった標題について審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。